

評価用ソフトウェア/ハードウェアの提供条件

最終更新日:2023年9月4日

本書に記載する評価用ソフトウェア/ハードウェアの提供条件(以下「**本ライセンス条件**」といいます)は、イータス株式会社(神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5、以下「**弊社**」といいます)から無償で提供されるソフトウェアまたはハードウェアを試験あるいは評価のために使用する場合に適用されます。

1 適用範囲

- 1.1. 弊社は、本ライセンス条件および適用される主契約に基づいてのみ、ソフトウェアまたはハードウェアをお客様に提供します。
- 1.2. お客様または第三者の取引条件は、弊社が個々の案件において別途異議を唱えなかったとしても、いかなる場合においても適用されないものとします。お客様または第三者の取引条件が記載または参照されている文書を弊社が引用した場合においても、弊社がお客様または第三者の取引条件を適用することに同意したとはみなされません。
- 1.3. お客様と都度締結される個別契約(付随的な合意書、補遺、修正版などを含む)は、いかなる場合も、本ライセンス条件に優先するものとします。かかる合意書は、書面による契約または弊社の書面による確認を必要とします。
- 1.4. 主契約締結後にお客様が弊社に対し、法的効力ある意思表示や通知(例えば期限の設定、契約関係の取り消し/価格減額の宣言など)を行う場合、書面にて行うものとします。

2 本ライセンス条件の主題

- 2.1. 本ライセンス条件の主題は、試験および評価を目的として、主契約でより詳細に定める弊社のソフトウェア(以下「**ソフトウェア**」といいます)またはハードウェア(以下、総称して「**提供物**」といいます)を無償で使用する権利の許諾です。ソフトウェアは、プログラムコードおよび関連文書の電子版で構成されます。

一般に販売されていない提供物について、本ライセンス条件に基づく使用の目的は、以下のとおりです。

主契約に定める制限内での、お客様による社内での提供物の評価および試験

「**一般に販売されていない提供物**」は、開発中で、まだ市販目的のためにリリースされておらず、かつ、品質および性能という点でソフトウェアまたはハードウェアのすべての要件を満たしていない可能性があるソフトウェアまたはハードウェアと定義されます。この定義は、「アルファ版」、「ベータ版」、「リリース候補版」の状態であるとみなされたソフトウェアまたは「プロトタイプ」状態の他のプレビューソフトウェアおよびハードウェアを明示的に含みます。

一般に販売されている提供物について、本ライセンス条件の目的は、以下のとおりです。

製品ユーザーマニュアル(www.etas.com/manuals)あるいはリリースノートに明記され、または契約で別途合意された、提供物の一般的な目的の範囲内で、お客様が社内で提供物を評価および試験すること、かつ法人間取引(B2B)に制限されます。提供物がリリースされる場所は、弊社が提供物を納入する市場に限られます。

- 2.2. ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア及びロイヤリティフリーライセンスである第三者提供のソフトウェア(以下「**OSS**」といいます)が組み込まれている場合があります。**OSS** は、製品または関連ソフトウェアライセンス条件に矛盾がある場合でも、**OSS**ライセンス契約(以下「**OSS**ライセンス」といいます)が優先して適用されます。**OSS**が組み込まれている場合は、ソフトウェアの提供時にお渡りする **OSS** 権利関連情報にその旨が記載されます。
- 2.3. 弊社は適用される **OSS** ライセンス条件をお客様に明示します。お客様は、ライセンス条件を遵守するとともに、配布、販売、またはその他の方法で第三者に移転する場合など、内部使用目的で **OSS** をお客様のマシンにインストールおよび実行する以外の場合においても、**OSS** ライセンス条件に従って各自の義務を履行しなければなりません。適用される **OSS** ライセンスは、**OSS** 提供者のインターネットアドレスから入手できるほか、弊社に要請して入手することもできます。

- 2.4. 適用されるライセンス(LGPL 2.0 等)で必要とされる場合には、必要な範囲で、各 OSS コンポーネントのリバースエンジニアリングが許可されます。このことは、ソフトウェアのその他のいかなるコンポーネントに対しても適用されません。
- 2.5. 弊社は、OSS コンポーネントのためのライセンス料を請求しません。

3 市場のためにリリースされていない提供物の評価

書面による明示の要請がある場合、主契約の取引条件に基づき、市場のためにリリースされていない提供物が試験あるいは評価のために提供されることがあります。お客様は、提供物のパフォーマンスを監視し、実施内容、その成功、失敗および機能拡張の提案に関する報告および分析(以下「フィードバック」といいます)を弊社に定期的に提供するものとし、弊社の製品またはサービスにフィードバックを反映させることを許諾し、製品またはサービスを使用、製造および販売する取消不能、非独占的、世界的に適用可能な、払い込み済みの権利を弊社に許諾するものとします。お客様は、提供物の使用がお客様の製品の開発に関して重大な影響を及ぼす可能性があることを認めるものとします。お客様は、提供物を使用するスタッフに(提供物に添付された安全に関するアドバイスを含め)その状態を知らせ、かかる提供物の適切な使用について指示するものとします。

4 使用权

- 4.1. お客様は、第 2 条に基づき、試験あるいは評価のために期間限定で提供物を使用する、お客様に限定された、譲渡不能、非独占的権利が許諾されます。
- 4.2. 弊社は、提供物に関する他のすべての権利、とりわけ、商業的な目的のために提供物を使用し、提供物を変更し、提供物を販売または販売を申し出る権利、および本ライセンス条件で合意された試験あるいは評価以外の他の目的のために提供物を使用する権利を保持します。
- 4.3. 主契約で別段の合意がない限り、お客様の試験あるいは評価の環境外、たとえば、一般にアクセス可能な地上および路上での提供物の使用は、許可されません。
- 4.4. お客様は、弊社の書面による事前の合意なく、全部または一部を問わず、取得した権利を譲渡、移転、売却、サブライセンス、担保設定または他の方法で明け渡す権限を付与されません。
- 4.5. お客様は提供物を自身の費用にて適切に修理、保全、および正常な状態で作動させるものとします。提供物を変更すること、および提供物からコンポーネントを取り外すことは認められません。
- 4.6. 弊社は、お客様が適用のある契約条項に違反した場合、お客様による提供物の使用を禁止する権利を有します。
- 4.7. 本契約で明示的に許可されている場合を除き、お客様は、ソフトウェアまたはその一部について、複製、配布、販売、支給その他の方法で使用に供すること、修正、改作、改変、組み込み、統合その他の方法で変更するか、ソフトウェアから二次的著作物を創作すること、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法で変換を試みることを行ってはならないものとします。ソフトウェアは、「目的」の達成に必要な限りにおいて、コピーを作成し、インストールすることができます。お客様は、すべてのコピーに対して、所有権が弊社に帰属する旨を表示する必要があります。前記を除いて、お客様はいかなるバックアップまたは保存用のコピーも作成することができません。
- 4.8. お客様は、提供物またはその一部(ソフトウェアのあらゆるコピーを含みます)の無断使用、無断開示、不正アクセス、盗難もしくは紛失が疑われる場合、またはその事実を知った場合は、ただちに弊社に通知するものとします。

5 ソフトウェアの提供

- 5.1. ダウンロード、DVD または CD による提供
 - a) ソフトウェアの引渡しおよびリスクの移転は、ダウンロード、DVD または CD としてソフトウェアを提供することにより、また、ダウンロードに必要な情報を伝達することによって行われるものとします。

- b) お客様の使用権が終了した場合、お客様はソフトウェアのすべてのコピーを削除し、削除したことを弊社に通知するものとします。

5.2. リモートアクセスによる提供

- a) 別段の合意がない限り、リモートアクセス(以下「サービスとしてのソフトウェア」「SaaS」といいます)を通じてソフトウェアにアクセスする許可を許諾されたお客様には、インターネットを通じて、ソフトウェアがインストールされるソフトウェア環境への読み取り専用アクセスが提供されるものとします。
- b) 弊社は、ソフトウェアへのアクセスおよび使用に必要なアクセス資格情報をお客様に送付するものとします。ユーザーのパスワードの不正使用により生じる結果について、弊社は、いかなる責任も負いません。
- c) 弊社は、さらなる開発または技術的進歩に応じて、いつでも技術的条件の変化にソフトウェアを適応させる権利を保持します。
- d) 例外的な場合において、ソフトウェアがインストールされるソフトウェア環境への書き込み可能アクセスをお客様が追加で許諾された場合、弊社は、弊社の裁量で、お客様のデータに必要なストレージスペースを提供します。このストレージスペースは、第 2 条に定める試験のためのみに使用されるものとします。弊社は、使用許諾期間の終了後、お客様が生成したすべてのデータを削除する権利を有します。
- e) サービスとしてのソフトウェア(以下「SaaS」といいます)を通じてアクセスされるソフトウェアの場合、弊社は、いつでもこのアクセスを制限または拒否する権利を有します。弊社は、ソフトウェアへの継続的なアクセスを保証する責任を負わず、ソフトウェアの特定のレスポンスタイムまたは平均的なレスポンスタイムを保証しません。
- f) 弊社は主契約の終了から 1 カ月以内に、顧客データを弊社の全システムから消去するものとします。ただし、別途法律で定められた保持期間がある場合はこの限りではありません。顧客データがエクスポート可能であり、かつお客様がそれらに継続的な関心を有する場合、お客様は本契約の終了または前述の期間の満了前の適切な時期に、自らの責任でこれらの顧客データをエクスポートおよび保存するものとします。弊社は、お客様からのご要望に応じて、別途同意する料金にてエクスポート作業を支援します。「顧客データ」とは、サービス、ストレージスペースおよび/またはアカウントの使用に関連して、お客様またはお客様の代理人によって提供された、もしくはお客様がアプリケーションを使用して手作業で生成した全てのデータ、情報、コンテンツまたは資料を意味します。顧客データにはアクセス記録と登録データも含まれます。

6 ソフトウェアの変更

弊社は、既存の契約関係中であっても、技術条件の変化、またはアプリケーションのさらなる開発もしくは技術的進歩に応じて、かかる変更をいつでもソフトウェアに適応させる権利を留保します。弊社によるお客様へのアップデートおよび変更の提供は、弊社の単独の裁量とします。弊社が提供する変更後のソフトウェアのお客様による使用も、本ライセンス条件に従うものとします。

7 財産権

- 7.1. 提供物、情報、および関連するすべての文書は、弊社または弊社のいずれかの関連会社に帰属します。弊社または弊社の関連会社は、特許、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権を含め、提供物に関するすべての権利および権原を留保します。
- 7.2. お客様は、本契約が開示物または提供物のいかなる財産権も付与するものではないことを認めるものとします。
- 7.3. 提供物および情報の全部または一部のコピー(お客様が作成したあらゆるコピーも含まれます。)ならびに関連文書の所有権は、常に弊社または弊社の関連会社に帰属します。また、これらのコピーにはすべて本契約の条項が適用されます。
- 7.4. お客様は、第三者が提供物に関する権利を主張すること、または提供物の使用が第三者の何らかの権利を侵害していることを第三者から通知された場合は、ただちに弊社にその旨を通知し、弊社からの要請があった場合には、ただちに提供物の使用を中止することに同意するものとします。弊社がお客様に評価を続行させることができない場合には、弊社は第 14 条第 2 項の最後の文に基づいて本契約を終了できるものとします。

8 お客様の義務

- 8.1. お客様は、適用ある国や地域の法律を遵守する必要があります。その場合、お客様は、当該国や地域に適用される規制を遵守することに同意するものとします。さらに、お客様は、提供物の使用に関連して要求される可能性のあるすべての関連する税金、関税およびその他の手数料を支払うことに同意します。
- 8.2. お客様は、この契約関係を履行するために要求されるすべての協力義務を果たすものとします。お客様は特に以下の義務を負います。
 - a) ソフトウェアがリモートアクセス(SaaS)を通じて提供される場合、お客様に付与された使用权およびアクセス権の資格情報を秘匿し、第三者によるアクセスからそれらを保護し、権限のないユーザーにそれらを開示しないこと。これらのデータは適切かつ効果的な手段により保護するものとします。権限のない人物がアクセス用のデータおよび/またはパスワードを入手した疑いが生じた場合、お客様は不当な遅延なく弊社へ報告するものとします。
 - b) ユーザーマニュアルに記載されたシステム要件を整えること。
 - c) 第4条の使用权に関する制限/義務を遵守すること、また、かかる義務へのいかなる違反も、将来の違反防止の目的をもって効果的に告発すること。
 - d) ソフトウェアがリモートアクセス(SaaS)を通じて提供される場合、個人データが当該アプリケーション内で収集、処理または使用され、その使用について法令またはその他の許可が適用されない場合、影響を受ける個人から必要な同意を取得すること。
 - e) ソフトウェアがリモートアクセス(SaaS)を通じて提供される場合データや情報を弊社へ送信する前にウイルス/マルウェア等のチェックを実行すること、また、最新技術に準拠したウイルス対策プログラムを実装すること。
 - f) 本条件が求める性能に関わる契約不適合を知り得た場合、ただちに(遅くとも翌営業日以内に)電子メールにて弊社へ報告すること。
- 8.3. ソフトウェアがリモートアクセス(SaaS)を通じて提供される場合、お客様は、以下のことは許可されません。
 - a) 当該アプリケーションの非公開領域、または当該アプリケーションの根幹をなす技術システムにアクセスすること。
 - b) ロボット、スパイダー、スクレイパー、その他類似のデータ収集/抽出ツールを使用すること、または定義された API エンドポイントの外部で何らかのプログラム、アルゴリズムまたはメソッドを当該アプリケーションの検索、アクセス、入手または監視の目的に使用すること。
 - c) 顧客データを故意にウイルス、ワーム、トロイの木馬、またはその他の感染したコンポーネントや有害なコンポーネントとともに送信すること、または、その他の方法でアプリケーションの適正な機能を妨げること。
 - d) 当該アプリケーションの脆弱性のテスト、スキャンまたは分析を行うこと。
 - e) 当該アプリケーション、機能または操作性に破壊的影響を及ぼすようなデバイス、ソフトウェア、ルーチンを意図的に使用すること、その他のデータ、システムまたは通信システムを意図的に破壊すること、過大な負荷を生じさせること、有害な干渉、またはデータの不正な傍受や捕捉を行うこと。

9 輸出管理および税関

- 9.1. いずれの当事者も本ライセンス条件において、外国貿易法(禁輸措置およびその他の制裁措置を含む国内ならびに国際的な(再)輸出管理および関税規制を含みますが、これに限定されません)によってその履行が禁じられ、または損なわれる限りにおいて、その義務の履行を拒否する権利を有します。ここに述べる外国貿易法とは、その定めるところに従い主契約に適用される法をいいます(以下、「外国貿易法」といいます)。そのような場合、

いずれの当事者も必要な範囲で主契約を終了する権利を有します。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本ライセンス条件および主契約全体が解除されるものとします。

- 9.2. ライセンス取得、認証、その他類似の手続き、または他の外国貿易法による手続き（以下「認証」といいます。）に関して、主契約に基づく義務の履行に遅延が生じた場合、かかる義務の履行期限は、遅延期間に応じて延長あるいは変更され、いずれの当事者もかかる遅延に関して責任を負わないものとします。申請を提出してから 12 カ月以内に当局による認証が拒否または付与されなかった場合、当局による認証が契約の履行条件である場合に限り、いずれの当事者も、本ライセンス条件および主契約を解除する権利を有するものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本ライセンス条件および主契約全体が解除されるものとします。
- 9.3. 外国貿易法により第 9 条第 1 項に基づく履行の禁止または妨害が発生した場合、または第 9 条第 2 項に基づく遅延が発生した場合、いずれの当事者もその理由を不当な遅延なく他方当事者に通知するものとします。
- 9.4. 弊社から要請があった場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するために必要であり、管轄当局が要請する情報および書類を提供するものとします。かかる義務には、最終顧客/ユーザー、目的地、製品およびサービスの最終用途に関する情報の提供が挙げられますが、これらに限定されません。お客様が妥当な期間内にかかる情報を弊社に提供しなかった場合、弊社は、弊社の単独の裁量により、本ライセンス条件および主契約に基づく義務の履行を拒否するか、本ライセンス条件および主契約を終了する権利を有するものとします。
- 9.5. お客様が製品およびサービスを第三者（特にお客様の関連会社）に提供する場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するものとします。お客様がこの義務に違反した場合、弊社は本ライセンス条件および主契約に基づく義務の履行を拒否するか、本ライセンス条件および主契約を終了する権利を有するものとします。
- 9.6. 適用される法律で認められる限り、弊社が本ライセンス条件および主契約に基づく義務の履行を拒否するか、第 9 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 9 条第 4 項および第 9 条第 5 項に基づき本ライセンス条件および主契約を終了したことに関連または起因して生じた損害に対するお客様のいかなる請求についても、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 9.7. 税関国境を越えた無料で当初提供されたハードウェアの返品引渡しの場合、お客様は、見積もり送り状や納品書など、発送物に対する完全かつ適正な輸入関税申告に必要なすべての文書および情報を弊社に提供する義務を負います。お客様は、最初のハードウェアの引渡しにおいて、見積もり送り状に「通関目的に限り」という注記を含め、ETAS が示した商品の価値（該当する場合、埋め込まれたソフトウェアの価値を含みます）を示す義務を負います。

10 引渡条件

主契約に別段の定めがない限り、提供物の引渡しおよび返品は、インコタームズ 2020®の「DAP(仕向地持込渡し)」条件（梱包込み）に基づくものとします。

11 データ保護

ソフトウェアがリモートアクセス (SaaS) を通じて提供される場合、

- a. 両当事者は適用されるデータ保護法の規定を遵守し、本ライセンス条件およびその遂行に関連する業務を担う従業員に、データ保護を義務付けるものとします。ただし、従業員が既にデータ保護法の規定に応じて行動する一般的な義務を負っている場合を除きます。
- b. お客様が個人データを処理する場合、業務を遂行する者は適用されるデータ保護法の規定に従って個人データを処理する権限が与えられていることを保証するものとします。また侵害があった場合、第三者の請求によって弊社が受ける損害をお客様が免責するものとします。
- c. 弊社は主契約の履行に必要な限りにおいて、顧客データの処理を行うものとします。お客様はその限りにおいて、かかるデータの処理に同意するものとします。

- d. 弊社は提供するサービスの範囲内で、連邦データ保護法 (BDSG) 第 62 項/一般データ保護規約 (GDPR) 第 28 条に従い、処理業者としての業務を行います。かかるデータ処理は、www.etas.com/AGB-ETASGmbH に掲載され、お客様の要請に応じて弊社からお客様に提供のお取引条件 (イータス株式会社) に基づく取決事項が適用されるものとします。
- e. 第 a 項から c 項に基づく義務は、個人データが弊社の影響範囲にある限り、主契約期間終了後も存続するものとします。

12 顧客データ

- 12.1. 主契約に基づきお客様がアプリケーションを使用できるようにすることを目的として、お客様は弊社に対し顧客データを使用する権利を付与します。これには特に、かかる顧客データを (データバックアップなどの目的で) 複製する権利、第三者に開示する権利、修正する権利、アクセスさせる権利を含みます。
- 12.2. お客様は以下のことを保証します。
 - a) 顧客および/またはそのライセンサーは、本ライセンス条件に基づく権利の付与に必要な顧客データに対する全ての権利を有していること。
 - b) 顧客データは本ライセンス条件または適用される法律に違反するものではなく、かつ、第三者の知的財産権を侵害するものではないこと。
- 12.3. お客様が作成した、またはお客様から弊社に提供される顧客データについては、お客様がこれらを保護する責任を負います。主契約にて別段の合意がない限り、お客様は顧客データを定期的にバックアップする義務を負います。お客様による各回のバックアップは、いつでも顧客データの復元が可能な方法で行うものとします。
- 12.4. 弊社は、保存された顧客データが違法および/または第三者の権利を侵害するという正当な疑いがある場合、お客様によるアプリケーションならびにストレージスペースの使用をただちにブロックする権利を有します。とりわけ、裁判所、管轄当局および/またはその他の第三者から弊社へその旨の通知があった場合、違法性および/または第三者の権利侵害の正当な疑いがあるとみなされます。その場合、弊社はお客様に対してブロックを実施し、その理由を通知します。疑いが解消され次第、ブロックは解除されるものとします。

13 秘密保持

- 13.1. 弊社が開示したすべての営業情報および技術情報 (提供されたハードウェアまたはソフトウェアから得られる特性および他のノウハウを含みます) (以下「秘密情報」といいます) は、第三者に対して秘密に保持されるものとし、プロジェクトまたは目的のために評価に関わる必要があり、さらに、本契約の規定と同等かそれ以上の厳重さで本契約に基づき開示された情報を秘密に保持する義務を負うお客様の人員のみに提供されるものとします。当該情報は、弊社の書面による事前の承諾なしに、複製または商業的に使用することはできません。受領したハードウェア (またはソフトウェア) は、いわゆるリバースエンジニアリングのために観察、研究、逆アセンブルまたは試験されないものとします。さらに、受領したソフトウェアは、逆アセンブル、逆コンパイルまたは他のコード形式に翻案されないものとします。それにより、お客様の強制的な権利は、引き続き影響を受けないものとします。秘密情報は、上記目的のためにのみお客様が開示されるものであり、引き続き弊社の独占的財産であり続けます。
- 13.2. 秘密保持義務は、下記の情報には適用されないものとします。
 - 契約上または制定法上の秘密保持義務に違反することなく、開示の時点より前にお客様がすでに所有していた秘密情報
 - 秘密保持義務を負っていない第三者から合法的に取得した秘密情報
 - 本契約に基づき受領した秘密情報とは無関係に、お客様により、またはお客様に代わって自主的に開発された秘密情報

- 開示について書面で事前に弊社により明示的に承認された秘密情報
- 13.3. お客様は、秘密情報の無断使用、無断開示、不正アクセスのほか、かかる情報のコピーの盗難もしくは紛失が疑われる場合、またはその事実を知った場合は、ただちに弊社に通知するものとします。
- 13.4. 第 13 条第 1 項に基づく義務は、契約の終了後であっても、第 13 条第 2 項に基づく例外が証明されない限り、無期限に存続するものとします。

14 保証/責任

- 14.1. 提供物は、適用法で認められている範囲内において、「現状有姿」かつ「提供可能な限度」な状態で、技術的サポートを伴わず、潜在的な瑕疵を含んだまま提供されます。評価は、すべてお客様自身の責任で行うものとします。
- 14.2. 弊社は、弊社に重大な過失または故意の場合を除いて、お客様に対する損害賠償責任を負いません。
- 14.3. 上記の責任規定は、弊社の法定代理人および代理をする代理人にも適用されます。
- 14.4. 商業的な保護権または著作権に基づく請求がなされた場合、お客様は遅滞なく弊社に対してその旨を報告し、弊社から要請があった場合には、ただちに提供物の使用を中止し、弊社に返却するか、あるいは確実に削除するものとします。この場合には、お客様側のいかなる請求も排除されるものとします。
- 14.5. お客様は、お客様が保有する提供物に対するあらゆる損失または損害（営業上の損害、または不適切な使用、事故もしくは差押えに起因する損害を含みますが、これらに限定されません。）について、弊社を免責するものとします。
- 14.6. 本ライセンス条件に定める保証は、弊社または弊社のサプライヤーもしくはサービス業者の側における商品性または特定目的適合性の黙示の条件または保証を含め、あらゆる明示、黙示または制定法上の条件または保証に代わるものです。
- 14.7. 強行法規の規定により禁止されていない限り、本ライセンス条件および主契約に基づき弊社からお客様へ支払われるべき損害賠償金は、主契約それぞれについて、当該主契約に従いお客様が弊社製品に対し支払う代金または料金の額に限定されます。弊社は、提供物の使用または本ライセンス条件および主契約に基づく弊社義務の履行もしくは不履行に起因する、間接損害、付随的損害、派生的損害、特別損害もしくは懲罰的損害、逸失利益、売上の喪失、暖簾の喪失、事業の中断またはデータの喪失につき、契約または不法行為（過失、厳格責任その他いかなる法理に基づくかを問いません）に基づく請求であるか否かを問わず、一切の責任を排除します。

15 期間、終了

- 15.1. 主契約は、両当事者が本使用許諾条件に署名することで発効し、貸出期間の終了時まで有効に存続するものとします。
- 15.2. いずれの当事者も、暦月の月末までに 2 週間前の書面による通知を行うことにより、いつでも主契約を解除することができます。主契約の終了に伴い、終了当日、あるいは可及的速やかに、ユーザーアカウント、また、該当する場合、お客様の最終顧客のために提供されたすべてのユーザー ID を終了するものとします。
- 15.3. 正当な理由により通知なく解除する当事者の権利は、引き続き影響を受けないものとします。
- 15.4. 主契約に署名した後、法令および/あるいは規制の変更により主契約の履行が困難になった場合、弊社は主契約を解除または終了する権利を留保します。
- 15.5. 主契約の終了時（いかなる理由であっても）、お客様は、5 営業日以内に提供物（技術的に可能な場合）、ソフトウェア（有形媒体のあらゆるコピーを含みます。）および情報（情報を有するあらゆる文書を含みます。）をアンインストールし、弊社に返却するものとし、システムまたはその他の場所に常駐する、ソフトウェアまたは情報の全部また

は一部の電子コピーをすべて永久削除するものとします。また、この義務を履行したことを弊社に対して書面で証明するものとします。

16 雑則

- 16.1. 弊社とお客様の間における法的な関係はすべて、抵触法に関する規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約 (CISG) を排除し、日本法に準拠するものとします。
- 16.2. 本契約の言語は、日本語です。
- 16.3. ソフトウェアがリモートアクセスを通じて提供される限り、弊社は、本ライセンス条件をいつでも修正する権利を有するものとします。本ライセンス条件の修正は、お客様が明示的に同意した場合、またはかかる修正がお客様の目に留まり、お客様が 10 日以内に異議を申し立てなかった場合、発効するものとします。お客様が異議を申し立てた場合、主契約に基づく評価用ソフトウェア/ハードウェアの提供は、自動的に終了するものとします。本ライセンス条件および別紙の他の修正および補足は、書面にて行うものとします。
- 16.4. 本ライセンス条件のいずれかの条項が無効となった場合でも、本ライセンス条件の残りの条項の有効性に影響を及ぼすことはありません。
- 16.5. 本ライセンス条件の実際の適用中に、本ライセンス条件に両当事者が予見しなかった脱落があることが明らかになった場合、または最終的かつ上訴不能の裁判所裁定により、もしくは相互の同意で両当事者により規定の無効が確立された場合、両当事者は無効となった条項を、その条項で求める経済的效果に最も近い有効な条項と置き換えるものとします。
- 16.6. 管轄裁判所は東京地方裁判所とします。